

## (仮称)障害者総合福祉法の制定を求める意見書

平成 21 年 12 月、障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という)の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者の係る制度の集中的な改革を目的として、内閣総理大臣を本部長とする障害者制度改革推進本部が設置され、この下の障害者施策の推進にかかわる(仮称)障害者総合福祉法を平成 25 年 8 月までに施行するための検討が積極的に重ねられてきた。そして、55 人の総合福祉部会の総意として平成 23 年 8 月 30 日に障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(以下、「骨格提言」という)がまとめられた。

骨格提言は、「私たち抜きに私たちのことを決めるな」という基本精神で作られた障害者権利条約と、国が平成 22 年 1 月に障害者自立支援法違憲訴訟の原告との間で結んだ基本合意文書を指針としている。そして障害者を保護の対象から権利の主体へ転換を目指すことを基本理念として、地域で自立した生活を営む基本的権利を明確に打ち出している。

どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために必要な支援をうけることを基本的権利として保護されることが必要である。

しかし、今国会に提出されようとしている法案は、法の名称や目的理念などごく一部を改正するに過ぎない。

よって座間市議会は国会及び関係行政省に対し、骨格提言を反映した(仮称)障害者総合福祉法の確実な成立、施行を求めるとともに、障害者の基本的権利を享有する個人として尊重され他の者との平等が保障される社会を実現するため、次のことを求める。

### 記

1. (仮称)障害者総合福祉法制定にあたり、骨格提言を最大限尊重し、障害者ら当事者の意見を十分に反映させること。
2. (仮称)障害者総合福祉法において、障害者の自立した地域生活が可能となる質的・量的に充実した障害福祉施策の予算を確保し、その提供体制を確立すること。
3. (仮称)障害者総合福祉法制定にあたり、障害者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

座間市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

あて